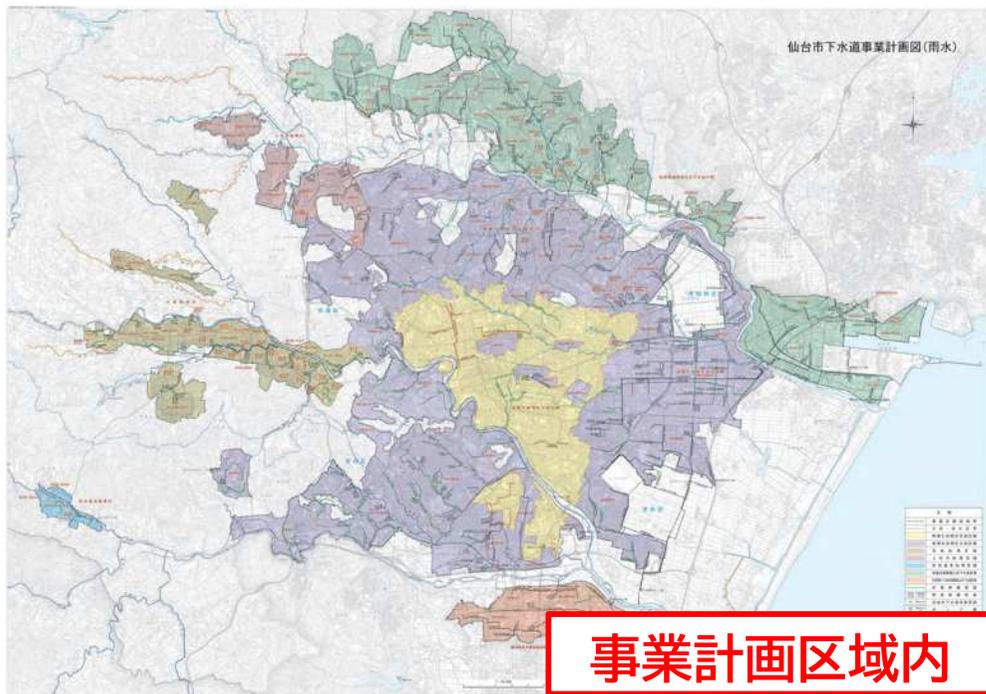


浸水対策の一環として、浸水被害の防止又は軽減を図るため住宅、マンション等の建物又は土地等に止水板等の設置を行おうとする者に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

交付対象範囲



概要



止水板等の設置及びその設置に伴う関連工事を対象とする補助制度。補助金の額は、止水板等の設置工事費総額の2分の1とし、50万円を限度とし交付する。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
申請受付・交付					